

(別表1) エコクリーンプラザみやざきの事業系一般廃棄物の受入基準

1 事業系ごみの分類

事業系一般廃棄物	事業所から出る廃棄物で、産業廃棄物以外のもの
産業廃棄物	事業所から出る廃棄物で、法律で定められている20品目

※エコクリーンプラザみやざきへは、契約外の産業廃棄物は持ち込みができません。

産業廃棄物の種類・具体例

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他の焼却かす
	②汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、切削油、溶剤、タールピット
	④廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など全ての酸性廃液
	⑤廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など全てのアルカリ性廃液
	⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など、固形状液状全ての合成高分子系化合物
	⑦ゴムくず	天然ゴムくず
	⑧金属くず	空きカン、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	⑨ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	ガラス類（空きびん、板ガラス）、耐火レンガくず、コンクリート製品の製造により発生するコンクリートくず（工作物の新築、改装又は除去に伴い生じたものを除く）
	⑩鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かす
	⑪がれき類	工作物の新築、改装又は除去により生じたコンクリート破片その他これに類するもの
	⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず	パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用した印刷発行出版業（印刷出版））、製本業、印刷物加工業、建設業（工作物の新築、改装又は除去に伴い生じたもの）から生ずる紙くず、PCBが染みこんだもの
	⑭木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改装又は除去に伴い生じたもの）、木材又は木製造業（家具製品製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸業から生ずる木くず、PCBが染みこんだもの、物品賃貸業に係るもの及び貨物の流通のために使用したパレット
	⑮繊維くず	衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず、建設業に係るもの（工作物の除去、改装又は除去に伴い生じた繊維くず）、PCBが染みこんだもの
	⑯動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら
	⑰動物系固形不要物	と畜場から生ずる獣畜に係る固形状の不要物、食鳥処理場から生じる食鳥に係る固形状の不要物
	⑱動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	⑲動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	⑳以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	

2 事業系一般廃棄物の受入基準（主な具体例）

品目	主な発生場所	主な業務内容	廃棄物区分		受入れの可否	備考
			一廃	産廃		
紙類	事務所、店舗等		○		△※	※リサイクルできない紙類（感熱紙、紙コップ、写真、カーボン紙、シュレッダー紙等）のみ受入れ可。リサイクル可能な紙類（ダンボール、雑誌類等）は、不可。
	印刷出版業、紙加工業等			○（業種限定）	×	
ビニール・プラスチック類（廃プラスチック類）				○	×※	※事業活動に伴って発生したものは、受入れ不可。ただし、従業員等が飲食に伴って排出される資源物（弁当容器、ペットボトル等）のみ、汚れを取り除いたうえで、資源物として受入れ可。
生ごみ（厨芥類）	飲食店、スーパー、食堂等	食事提供、食品販売	○		○※	※コンビニ、スーパー等の売れ残りの食品については、容器包装類を別に、食品のみ受入れ可
	食料品等の製造業	食料品等の製造		○（業種限定）	×	
木くず（材木類）	事務所、店舗等の新築、解体、増築現場。その他	下記以外	○		○※	直径12cm、長さ1m以下のみ受入れ可
		建設業、木材製造業、木製品製造業、パレット等		○（業種限定）	×※	建設業には、内装業、解体業、水道設備業なども含む
剪定枝（木）、根、草、流木	事務所、道路、公園等	清掃	○		○※	直径12cm、長さ1m以下のみ受入れ可
繊維くず（布類）	事務所、店舗等	物品販売、一般事務等	○		△※	綿が入っているもの（布団、座布団等）、じゅうたん、汚れがひどい布等のみ、受入れ可。リサイクル可能な布類は、不可。
	繊維工業、建設業			○（業種限定）	×	

品目	主な発生場所	主な業務内容	廃棄物区分		受入れの可否	備考
			一廃	産廃		
空き缶・空きびん				○	△※	※従業員等が飲食に伴って排出される資源物のみ、汚れを取り除いたうえで、資源物として受入れ可。
金属製の家具	事務所、店舗等			○	×	
木製の家具	事務所、店舗等	物品販売、一般事務等	○		○※	※全てが木製であるものに限る（金属、プラスチック等は取り除くこと。）。
	家具製造業	家具製造		○（業種限定）	×	
家電5品目（法対象）	事務所、店舗等	物品販売、一般事務等		○	×※	※販売店、指定引き取り場所へ持ち込むこと。
家電（その他）	事務所、店舗等	物品販売、一般事務等		○	×	
パソコン	事務所、店舗等	物品販売、一般事務等		○	×※	※メーカー引き取り、又は産廃処分業者に処理を依頼すること。
処理困難物（タイヤ、バッテリー、消火器等）				○	×※	※販売店等へ持ち込むこと。